

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照表 目次

○	大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）（本則関係）	1
○	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）（附則第七条関係）	12
○	独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）（附則第八条関係）	13
○	学校教育法の一部を改正する法律（令和六年法律第五十号）（附則第九条関係）	14
○	こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）（附則第十条関係）	15

○ 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）（本則関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 大学等における修学の支援（第三条―第十五条）</p> <p>第三章 雑則（第十六条・第十七条）</p> <p>第四章 罰則（第十八条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、多数の子等の教育費を負担している家庭及び経済的理由により子等の教育費の負担を求めることが極めて困難な状況にある家庭における教育費の負担の一部を社会全体で負担することによりこれらの家庭における負担の軽減を図るため、これらの家庭の学生等に係る大学等の授業料等（授業料及び入学金をいう。以下同じ。）の減免を行い、もって子育てに希望を持つことができる社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 大学等における修学の支援</p> <p>第一節 通則（第三条）</p> <p>第二節 学資支給（第四条・第五条）</p> <p>第三節 授業料等減免（第六条―第十六条）</p> <p>第三章 雑則（第十七条・第十八条）</p> <p>第四章 罰則（第十九条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができると環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的とする。</p>

(定義)

2 第二条 この法律において「大学等」とは、大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三条に規定する大学を除く。以下同じ。）、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校（次条第一項及び第八条において「専門学校」という。）をいう。

3 | 2
(略)

3 | この法律において「子等」とは、子その他これに類する者として文部科学省令で定めるものをいう。

4 | この法律において「確認大学等」とは、次条第一項の確認を受けた大学等をいう。

第二章 大学等における修学の支援

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(定義)

2 第二条 この法律において「大学等」とは、大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三条に規定する大学を除く。以下同じ。）、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校（第七条第一項及び第十条において「専門学校」という。）をいう。

2
(略)

(新設)

3 | この法律において「確認大学等」とは、第七条第一項の確認を受けた大学等をいう。

第二章 大学等における修学の支援

第一節 通則

第三条 大学等における修学の支援は、確認大学等に在

学する学生等のうち、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものに対して行う学
資支給及び授業料等減免とする。

第二節 学資支給

第四条 学資支給は、学資支給金（独立行政法人日本学
生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条
の二第一項に規定する学資支給金をいう。）の支給と
する。

(削る)

(削る)

(削る)

(大学等の確認)

第三条 次の各号に掲げる大学等の設置者は、次条第一項の規定による授業料等の減免を行うおとずるときは、文部科学省令で定めるところにより、当該各号に定める者（以下「文部科学大臣等」という。）に対し、当該大学等が次項各号に掲げる要件を満たしていることについて確認を求めることができる。

一 大学及び高等専門学校（いずれも学校教育法第二条第二項に規定する国立学校又は私立学校であるものに限る。第八条第一号において同じ。）並びに国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。同号において同じ。）が設置する専門学校 文部科学大臣

二 (略)

三 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年

第五条 学資支給については、この法律に別段の定めがあるものを除き、独立行政法人日本学生支援機構法の定めるところによる。

第三節 授業料等減免

(授業料等減免)

第六条 授業料等減免は、第八条第一項の規定による授業料等（授業料及び入学金をいう。同項において同じ。）の減免とする。

(大学等の確認)

第七条 次の各号に掲げる大学等の設置者は、授業料等減免を行うおとずるときは、文部科学省令で定めるところにより、当該各号に定める者（以下「文部科学大臣等」という。）に対し、当該大学等が次項各号に掲げる要件を満たしていることについて確認を求めることができる。

一 大学及び高等専門学校（いずれも学校教育法第二条第二項に規定する国立学校又は私立学校であるものに限る。第十条第一号において同じ。）並びに国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。第十条第一号において同じ。）が設置する専門学校 文部科学大臣

二 (略)

三 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年

法律第百三十三号) 第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この号及び第八号第一号において同じ。) が設置する専門学校 当該独立行政法人の主務大臣(同法第六十八号に規定する主務大臣をいう。)

四 (略)

五 公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号) 第六十八号第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この項及び第八号第三号において同じ。) が設置する大学等 当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長

六 地方独立行政法人(地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいい、公立大学法人を除く。以下この号及び第八号第四号において同じ。) が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体の長

七 (略)

2 文部科学大臣等は、前項の確認(以下単に「確認」という。)を求められた場合において、当該求めに係る大学等が次に掲げる要件(第七号第一項第一号及び第十三号第一項第一号において「確認要件」という。)を満たしているとき、その確認をするものとする。

一・二 (略)

三 当該大学等の設置者が、第十三号第一項の規定により確認を取り消された大学等の設置者又はこれに準ずる者として政令で定める者で、その取消の日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算

法律第百三十三号) 第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この号及び第十号第一号において同じ。) が設置する専門学校 当該独立行政法人の主務大臣(同法第六十八号に規定する主務大臣をいう。)

四 (略)

五 公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号) 第六十八号第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この項及び第十号第三号において同じ。) が設置する大学等 当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長

六 地方独立行政法人(地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいい、公立大学法人を除く。以下この号及び第十号第四号において同じ。) が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体の長

七 (略)

2 文部科学大臣等は、前項の確認(以下単に「確認」という。)を求められた場合において、当該求めに係る大学等が次に掲げる要件(第九号第一項第一号及び第十五号第一項第一号において「確認要件」という。)を満たしているとき、その確認をするものとする。

一・二 (略)

三 当該大学等の設置者が、第十五号第一項の規定により確認を取り消された大学等の設置者又はこれに準ずる者として政令で定める者で、その取消の日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算

して三年を経過しないものでないこと。

四 (略)

3 (略)

(確認大学等の設置者による授業料等減免)

第四条 確認大学等の設置者は、当該確認大学等に在学する学生等のうち、特に優れた者であり、かつ、次の各号に掲げる要件（以下「認定事由」という。）のいづれかに該当する者として認定を行ったもの（以下「授業料等減免対象者」という。）に対して授業料等の減免を行うものとする。

一 当該学生等が三人以上の子等の生計を維持する者に生計を維持されている子等であること。

二 当該学生等及びその生計を維持する者の収入の状況に鑑み、これらの者に授業料等の負担を求めるところが極めて困難な状況にあること。

2 次の各号に掲げる授業料等減免対象者に対して前項の規定により行う授業料等の減免（以下「授業料等減免」という。）の額は、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号の認定事由に該当する者として同項の認定（第六条第一項に規定する変更認定を含む。次号において同じ。）を受けた授業料等減免対象者
確認大学等の種別その他の事情を考慮して政令で定める額

二 前項第二号の認定事由に該当する者として同項の認定を受けた授業料等減免対象者
当該授業料等減免対象者及びその生計を維持する者の収入の状況並びに確認大学等の種別その他の事情を考慮して政令

して三年を経過しないものでないこと。

四 (略)

3 (略)

(確認大学等の設置者による授業料等の減免)

第八条 確認大学等の設置者は、当該確認大学等に在学する学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認められるものを授業料等減免対象者として認定し、当該授業料等減免対象者に対して授業料等の減免を行うものとする。

2 前項の規定により確認大学等の設置者が行う授業料等減免の額は、確認大学等の種別その他の事情を考慮して、政令で定めるところによる。

で定める額

3
(略)

(認定の手続)

第五条 前条第一項の認定を受けようとする学生等は、文部科学省令で定めるところにより、いずれの認定事由に該当する者として当該認定を受けようとするか、別その他文部科学省令で定める事項を記載した申請書に、当該学生等の学業成績に関する書類その他の文部科学省令で定める書類（以下この項において「学業成績関係書類等」という。）及び当該認定事由に該当することを証する書類を添付して、当該学生等が在学する確認大学等の設置者に提出しなければならない。ただし、文部科学省令で定める場合には、学業成績関係書類等の添付を省略することができる。

2 前条第一項の認定は、確認大学等の設置者が、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、前項の申請書を提出した学生等が特に優れた者であり、かつ、当該申請書に記載した認定事由に該当する者であると認める場合に行うものとする。

(変更認定)

第六条 授業料等減免対象者は、当該認定を行った確認大学等の設置者から当該認定に係る認定事由とは別の認定事由に該当する者として授業料等減免を受けようとするときは、当該別の認定事由に該当する者であることについて当該設置者の認定（以下この条において「変更認定」という。）を受けなければならない。変

3
(略)

(新設)

(新設)

更認定に係る認定事由とは別の認定事由に該当する者として当該設置者から授業料等減免を受けようとするときも、同様とする。

2 前条第一項本文及び第二項の規定は、変更認定について準用する。この場合において、同条第一項本文中「学生等は」とあるのは「授業料等減免対象者は」と、「当該学生等の学業成績に関する書類その他の文部科学省令で定める書類（以下この項において「学業成績関係書類等」という。）及び当該」とあるのは「当該」と、「当該学生等が在学する」とあるのは「次条第一項の」と、同条第二項中「学生等が特に優れた者であり、かつ、」とあるのは「授業料等減免対象者が」と読み替えるものとする。

（確認要件を満たさなくなった場合等の届出）

第七条 （略）

2 第三条第三項の規定は、前項の規定による届出があったときについて準用する。

（減免費用の支弁）

第八条 次の各号に掲げる大学等に係る授業料等減免に要する費用（以下「減免費用」という。）は、それぞれ当該各号に定める者（第十条第三項において「国等」という。）が支弁する。
一 五 （略）

第九条 （略）

（確認要件を満たさなくなった場合等の届出）

第九条 （略）

2 第七条第三項の規定は、前項の規定による届出があったときについて準用する。

（減免費用の支弁）

第十条 次の各号に掲げる大学等に係る授業料等減免に要する費用（以下「減免費用」という。）は、それぞれ当該各号に定める者（第十二条第三項において「国等」という。）が支弁する。
一 五 （略）

第十一条 （略）

(認定の取消し等)

第十条 確認大学等の設置者は、文部科学省令で定めるところにより、当該確認大学等に在学する授業料等減免対象者が偽りその他不正の手段により授業料等減免を受けた又は次の各号のいずれかに該当するに至つたと認めるときは、当該授業料等減免対象者に係る第四条第一項又は第六条第一項の認定（以下この条において単に「認定」という。）を取り消すことができる。

一・二 (略)

2 3 4 (略)

第十一条・第十二条 (略)

(確認の取消し)

第十三条 文部科学大臣等は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該確認大学等に係る確認を取り消すことができる。

一 3 (略)

四 確認大学等の設置者が、第十一条第二項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をしたとき。

五 確認大学等の設置者が、第十一条第二項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

六 (略)

(認定の取消し等)

第十二条 確認大学等の設置者は、文部科学省令で定めるところにより、当該確認大学等に在学する授業料等減免対象者が偽りその他不正の手段により授業料等減免を受けた又は次の各号のいずれかに該当するに至つたと認めるときは、当該授業料等減免対象者に係る第八条第一項の規定による認定（以下この条において単に「認定」という。）を取り消すことができる。

一・二 (略)

2 3 4 (略)

第十三条・第十四条 (略)

(確認の取消し)

第十五条 文部科学大臣等は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該確認大学等に係る確認を取り消すことができる。

一 3 (略)

四 確認大学等の設置者が、第十三条第二項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をしたとき。

五 確認大学等の設置者が、第十三条第二項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

六 (略)

2 第三条第三項の規定は、前項の規定による確認の取消しをしたときについて準用する。

(授業料等減免対象者が在学している場合の特例)
第十四条 前条第一項の規定により確認が取り消された

場合又は確認大学等の設置者が当該確認大学等に係る確認を辞退した場合において、その取消し又は辞退の際、当該確認大学等に授業料等減免対象者が在学しているときは、その者に係る授業料等減免については、当該確認を取り消された大学等又は確認を辞退した大学等を確認大学等とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、同項第二号若しくは第三号に掲げる事由に該当して同項の規定により確認が取り消された場合又はこれに準ずる場合として政令で定める場合における当該大学等に係る減免費用については、第八条及び第九条の規定は、適用しない。

(第四条第一項第二号の認定事由に該当する者に係る授業料等減免についての配慮事項)
第十五条 国は、第四条第一項第二号の認定事由に該当

する者に係る授業料等減免については、経済的理由により極めて修学が困難な者の修学の機会を確保に資するため、独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十三条第一項第一号に規定する学資の支給と相まって大学等の修学に係る諸費用に対する総合的な支援となるよう配慮するものとする。

2 第七条第三項の規定は、前項の規定による確認の取消しをしたときについて準用する。

(授業料等減免対象者が在学している場合の特例)
第十六条 前条第一項の規定により確認が取り消された

場合又は確認大学等の設置者が当該確認大学等に係る確認を辞退した場合において、その取消し又は辞退の際、当該確認大学等に授業料等減免対象者が在学しているときは、その者に係る授業料等減免については、当該確認を取り消された大学等又は確認を辞退した大学等を確認大学等とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、同項第二号若しくは第三号に掲げる事由に該当して同項の規定により確認が取り消された場合又はこれに準ずる場合として政令で定める場合における当該大学等に係る減免費用については、第十条及び第十一条の規定は、適用しない。

(新設)

(日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う減免費用の支弁)

第十六条 国は、日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)の定めるところにより、第八条の規定による減免費用の支弁のうち大学及び高等専門学校(いづれも学校教育法第二条第二項に規定する私立学校であるものに限る。)に係るものを日本私立学校振興・共済事業団を通じて行うことができる。

2 前項の規定により減免費用の支弁が日本私立学校振興・共済事業団を通じて行われる場合には、第十条第二項中「文部科学大臣等」とあるのは「文部科学大臣及び日本私立学校振興・共済事業団の理事長」と、同条第三項中「を支弁する国等」とあるのは「に充てるための資金(以下この項において「減免資金」という。)を交付する日本私立学校振興・共済事業団」と、「に係る減免費用」とあるのは「に係る減免資金」と、「支弁している」とあるのは「交付している」と、「当該減免費用」とあるのは「当該減免資金」とする。

第十七条 (略)

第四章 罰則

第十八条 第十一条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項

(日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う減免費用の支弁)

第十七条 国は、日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)の定めるところにより、第十条の規定による減免費用の支弁のうち大学及び高等専門学校(いづれも学校教育法第二条第二項に規定する私立学校であるものに限る。)に係るものを日本私立学校振興・共済事業団を通じて行うことができる。

2 前項の規定により減免費用の支弁が日本私立学校振興・共済事業団を通じて行われる場合には、第十二条第二項中「文部科学大臣等」とあるのは「文部科学大臣及び日本私立学校振興・共済事業団の理事長」と、同条第三項中「を支弁する国等」とあるのは「に充てるための資金(以下この項において「減免資金」という。)を交付する日本私立学校振興・共済事業団」と、「に係る減免費用」とあるのは「に係る減免資金」と、「支弁している」とあるのは「交付している」と、「当該減免費用」とあるのは「当該減免資金」とする。

第十八条 (略)

第四章 罰則

第十九条 第十三条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項

の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 第十一条第二項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

3 (略)

附 則

(政府の補助等に係る費用の財源)

第四条 次に掲げる費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

一 独立行政法人日本学生支援機構法第十三条第一項第一号に規定する学資の支給に要する費用として同法第二十三条の二の規定により政府が補助する費用
二 減免費用のうち第八条(第一号に係る部分に限る。)の規定による国の支弁又は第九条の規定による国の負担に係るもの

の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 第十三条第二項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

3 (略)

附 則

(政府の補助等に係る費用の財源)

第四条 次に掲げる費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

一 学資支給に要する費用として独立行政法人日本学生支援機構法第二十三条の二の規定により政府が補助する費用
二 減免費用のうち第十条(第一号に係る部分に限る。)の規定による国の支弁又は第十一条の規定による国の負担に係るもの

改正案	現行
<p>（業務） 第二十三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 事業団は、前三項の規定により行う業務のほか、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）<u>第八条</u>に規定する減免費用（私立学校である大学及び高等専門学校に係るものに限る。）に充てるための資金（以下この項及び第二十七条において「減免費金」という。）を交付するために必要な国の資金の交付を受け、これを財源として、学校法人に対し、減免費金を交付する業務を行う。</p> <p>5（略）</p>	<p>（業務） 第二十三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 事業団は、前三項の規定により行う業務のほか、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）<u>第十条</u>に規定する減免費用（私立学校である大学及び高等専門学校に係るものに限る。）に充てるための資金（以下この項及び第二十七条において「減免費金」という。）を交付するために必要な国の資金の交付を受け、これを財源として、学校法人に対し、減免費金を交付する業務を行う。</p> <p>5（略）</p>

改正案	現行
<p>（学資の支給） 第十七条の二 第十三条第一項第一号に規定する学資として支給する資金（以下「学資支給金」という。）は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）<u>第二条第四項</u>に規定する確認大学等（以下この項において「確認大学等」という。）に在学する優れた学生等であつて経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者（同法第十三条第一項の規定による同法第三条第一項の確認の取消し又は確認大学等の設置者による当該確認大学等に係る同項の確認の辞退の際、当該確認大学等に在学している当該認定された者を含む。）に対して支給するものとする。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（学資の支給） 第十七条の二 第十三条第一項第一号に規定する学資として支給する資金（以下「学資支給金」という。）は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）<u>第三条第三項</u>に規定する確認大学等（以下この項において「確認大学等」という。）に在学する優れた学生等であつて経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者（同法第十五条第一項の規定による同法第七条第一項の確認の取消し又は確認大学等の設置者による当該確認大学等に係る同項の確認の辞退の際、当該確認大学等に在学している当該認定された者を含む。）に対して支給するものとする。</p> <p>2・3 （略）</p>

○ 学校教育法の一部を改正する法律（令和六年法律第五十号）（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （大学等における修学の支援に関する法律の一部改正） 第七条 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）の一部を次のように改正する。 第一条中「学生等」を「学生」に改める。 第二条第二項中「学生等」を「学生」に、「並びに高等専門学校」を「、高等専門学校」に改め、「の学生」を削り、「の生徒」を「及び専攻科（大学の学部）に準ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。」の学生」に改める。 第四条第一項、第五条、第六条第二項並びに第十条第一項第二号及び第三項中「学生等」を「学生」に改める。</p>	<p>附則 （大学等における修学の支援に関する法律の一部改正） 第七条 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）の一部を次のように改正する。 （新設） 第二条第二項中「学生等」を「学生」に、「並びに高等専門学校」を「、高等専門学校」に改め、「の学生」を削り、「の生徒」を「及び専攻科（大学の学部）に準ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。」の学生」に改める。 第三条、第八条第一項並びに第十二条第一項第二号及び第三項中「学生等」を「学生」に改める。</p>

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 こども家庭庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 二十二（略）</p> <p>二十三 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十三条第一項第一号に規定する学資の支給及び大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）<u>第四条第一項の規定による授業料等の減免に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。</u></p> <p>二十四 二十七（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 こども家庭庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 二十二（略）</p> <p>二十三 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）<u>の規定による大学等における修学の支援に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。</u></p> <p>二十四 二十七（略）</p> <p>2・3（略）</p>